平成２４年（フ）第１４５０号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北４丁目14番20号
債務者　桑田　明美（旧姓庄司）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４８０号
横浜市港北区新吉田東７丁目14番１―106号
債務者　天野　進矢
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８３６号
大阪府高槻市深沢町２丁目４番４―105号、前住所大阪府三島郡島本町江川１丁目13番７―206号
債務者　植原　新也
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９５号
長崎県大村市木場２丁目299番地６
債務者　松本　聖子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午前10時
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
長野県佐久市中込214番地１、申立時の住所長野県佐久市中込2148番地１
債務者　関森　次夫
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第３０９号
岡山県備前市友延300番地１　グランヴィア備前103号
債務者　川上　祐司
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３７号
静岡県島田市牛尾119番地の８
債務者　白瀧　浩信
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８２号
静岡市葵区栄町５番地の11　栄エーワイビジデンス503号、旧住所静岡市葵区千代田６丁目30番33号
債務者　風間　　均
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６６号
静岡県浜松市中区領家３丁目23番５号　サンコーポ領家301号
債務者　比嘉恵里子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
島根県浜田市下府町350番地２　ディアス船木102号室、住民票上の住所島根県浜田市長見町978番地の１
債務者　白瀬　　学
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月24日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１０６号
長崎県佐世保市田原町48番地２
債務者　平沼美由紀
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
栃木県下都賀郡岩舟町大字曲ケ島1881番地
債務者　佐藤　行男
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第７０４号
東京都小平市小川西町２丁目７番307号
債務者　三宅　裕子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９５号
長崎県佐世保市大塔町1939番地39
債務者　吉武　光年
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
沖縄県うるま市石川曙３丁目２番62号
債務者　花城　愛里
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部